

山梨県 県土整備部 電子納品要領

令和2年10月

山 梨 県 県 土 整 備 部

目 次

1 適用.....	1
2 電子納品対象業務.....	1
3 本要領に関連する国土交通省の要領および基準.....	2
4 共通編.....	3
4-1 電子ファイルのフォーマット.....	3
4-2 管理ファイル.....	4
4-3 電子媒体.....	4
4-4 電子成果品のチェック.....	6
4-5 電子媒体管理書.....	6
4-6 電子媒体のケース.....	7
4-7 提出部数.....	7
4-8 積算方法（歩掛）.....	7
4-9 電子化の対象書類.....	7
4-10 議事録ファイル.....	7
4-11 マクロを含んだファイル.....	7
4-12 電子納品の検査.....	8
4-13 電子データの保管・管理.....	8
5 設計編.....	8
5-1 適用.....	8
5-2 報告書ファイル容量.....	8
5-3 特記仕様書の作成.....	8
6 測量編.....	9
6-1 適用.....	9
6-2 サブフォルダ構成.....	9
6-3 測量成果管理項目.....	10
6-4 基準点測量・水準測量成果ファイル.....	11
6-5 地形測量及び写真測量成果ファイル.....	13
6-6 路線測量・河川測量・用地測量成果ファイル.....	16
6-7 ドキュメントファイル.....	22
6-8 測量成果ファイル等.....	22

6-9 基準点測量・水準測量と業務管理項目の入力	24
6-10 成果文書ファイルの取り扱い	24
6-11 図面データの取り扱い	24
6-12 用地測量調査業務で提出するファイル	25
6-13 用地調査業務等の電子納品	25
7 地質・土質調査編	26
7-1 適用	26
7-2 地質・土質調査業務の電子化対象	26
7-3 フォルダ構成	26
8 工事完成図書編	27
8-1 適用	27
8-2 電子納品対象書類	27
8-3 電子納品対象工事	27
8-4 「工事完成図」の定義	27
8-5 「工事管理台帳」の定義	27
8-6 「工事完成図」「工事管理台帳」を電子納品対象とする工事	28
8-7 「工事完成図」として納める図面	28
8-8 「工事管理台帳」として納めるもの	28
8-9 出来形管理図の定義	28
8-10 出来形管理図のファイル形式等	28
8-11 打合せ簿管理ファイルについて(MEET.XML)	28
8-12 発注図の準備・提供	29
8-13 特記仕様書の作成	29
9 CAD編	30
9-1 適用	30
9-2 CADデータのフォーマット	30
9-3 用地測量図面におけるレイヤ構成	30
10 写真編	31
10-1 写真ファイルの扱い	31
10-2 写真管理ファイル(PHOTO.XML)	31
10-3 工事写真の整理方法	32
10-4 デジタル写真作成時の留意点	32
10-5 その他の留意事項	32

1 適用

この「山梨県県土整備部電子納品要領」（以下、「本要領」という。）は、山梨県が発注する設計・測量・調査業務および建設工事における最終成果品（業務成果品、工事完成図書）を電子納品する場合に適用する。

電子納品とは、従来、紙で納品されていた最終成果品を電子的手段によって引き渡すことである。

本要領は本県の公共事業における電子納品実施にあたり、電子成果品の作成・納品にあたっての基準を示したものである。

電子納品の対象外のものについては、従来どおり紙での納品を行うこととするが、施工中に受発注者間において電子データで交換・共有したデータは支障のない限りデータのまま納品する。

2 電子納品対象業務

電子納品を実施する対象業務については、別途「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル（以下、「運用マニュアル」という。）に定める。

3 本要領に関連する国土交通省の要領および基準

本要領では、国土交通省の要領及び基準等を以下のとおり取り扱う。

1. 本要領に記載のない内容については、国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下、「国の要領、基準等」という。）に準ずる。
2. 国の要領、基準等については、指名競争入札については指名通知日、一般競争入札については公告日に国で適用となっている最新の基準等を準用することとし、発注後に基準が策定された場合や改定された場合は受発注者の協議により決定する。

○国土交通省の電子納品要領及び関連基準

国土交通省の電子納品要領及び関連基準は、以下のとおり策定・公表されている。

本要領で用いる国土交通省の電子納品要領及び関連基準の名称を以下の短縮名称で記述する。

要領・基準名称	短縮名称
土木設計業務等の電子納品要領 (電気通信設備編・機械設備工事編含む)	(国) 設計納品要領
工事完成図書の電子納品等要領 (電気通信設備編・機械設備工事編含む)	(国) 工事図書納品要領
CAD 製図基準 (電気通信設備編・機械設備工事編含む)	(国) CAD 製図基準
地質・土質調査成果電子納品要領	(国) 地質・土質調査納品要領
デジタル写真管理情報基準	(国) デジタル写真管理基準
測量成果電子納品要領	(国) 測量納品要領

※国の要領、基準や関連する資料等はインターネットよりダウンロードすることが可能である。詳細については運用マニュアルに記載する。

4 共通編

本編は、設計・測量・調査業務、建設工事において電子納品を実施する場合の共通事項について記述する。

4-1 電子ファイルのフォーマット

納品時に提出する電子ファイルのデータフォーマットは、CAD データ以外は国の要領、基準等に従う (CAD データのフォーマットについては CAD 編で定める)。

また国の要領、基準等には示されていないフォーマットについては原則として以下のとおり定める。

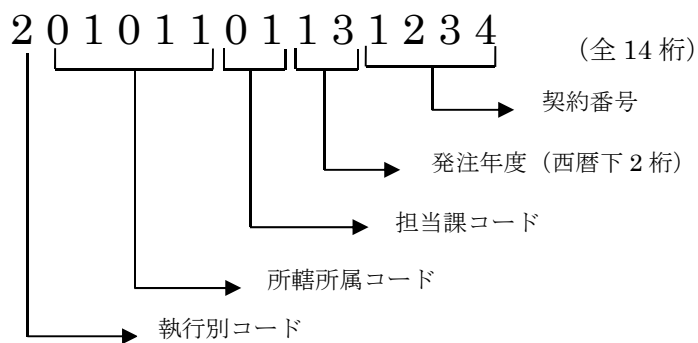
- ・ 文書作成等 (報告書オリジナル、特記仕様書、打ち合わせ協議簿など)
DOC、DOCX 形式 (Microsoft Word)、JTD 形式 (一太郎) または XLS、XLSX 形式 (Microsoft EXCEL)
- ・ PDF 文書 (報告書)
PDF 形式
- ・ 表計算
XLS、XLSX 形式 (Microsoft EXCEL)
- ・ 写真データ
JPEG 形式

各アプリケーションソフト (データ) のバージョンは頻繁に変わるため、監督員が使用しているアプリケーションソフトと互換性のとれるバージョンとする。ファイル間やリンクや階層を持った資料などの場合は、ファイルを圧縮して、格納する。圧縮ファイル形式は監督員と協議し、協議時点で汎用性のある形式を選定するものとする。

4-2 管理ファイル

(1) 設計書コード・工事番号

設計・測量・調査業務における業務管理ファイル (INDEX_D.XML) の設計書コード及び建設工事における工事管理ファイル (INDEX_C.XML) の工事番号については、以下の例のとおりとする。



所轄所属コード、担当課コードなどについては、運用マニュアルに示す。

4-3 電子媒体

(1) 電子媒体

電子納品する際の媒体は、CD-R または DVD-R とする。

但し、データが大量な場合は、協議により BD-R を使用することを可とする。

(2) 電子媒体の表記規則

成果品の電子納品時における電子媒体に記載する項目は以下のとおりとする。

【設計・測量・調査業務の場合】

- ①業務名（続けて「何枚目/総枚数」を記載）
- ②年度
- ③契約番号
- ④路川名
- ⑤箇所名
- ⑥フォルダ名（複数枚の場合）
- ⑦受注者名
- ⑧所轄所属名

【建設工事の場合】

- ①タイトル「工事完成写真」（続けて「何枚目/総枚数」を記載）
- ※「工事完成図」「工事管理台帳」や「出来形管理図」や「地質調査データ」が納品されている場合は、「工事完成写真」「出来形管理図」「工事完成図」「工事管理台帳」「地質調査データ」を併記する（順不同）。
- ②年度
- ③契約番号
- ④路川名
- ⑤工事箇所名
- ⑥請負業者名
- ⑦所轄所属名

成果品の電子納品時における電子媒体には、記録面を傷めないで長期保存を可能とするため、媒体自体へシール等のラベルを貼り付けず、媒体に直接細書きの油性マジックで記載するか専用プリンタで直接記載する。

なお、記載例は運用マニュアルに示す。

4-4 電子成果品のチェック

受注者は電子成果品を納品する前に、必ず、「山梨県県土整備部電子納品チェックソフト」（以下、「（県）電子納品チェックソフト」という。）によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、チェック結果を印刷したものを提出すること。

発注者は、提出されたチェック結果を確認し、電子媒体管理書（詳細については4-5で記述）とともに、契約書類とあわせて保管すること。

（県）電子納品チェックソフトについては運用マニュアルに示す。

4-5 電子媒体管理書

電子媒体を納品する際は以下の項目を記した電子媒体管理書（紙）を提出する。発注者は提出された電子媒体管理書を契約書類とともに保管する。

- ①設計書コードまたは工事番号（数字 14 桁）
- ②業務名または工事名
- ③年度
- ④事業名
- ⑤契約番号
- ⑥路川名
- ⑦箇所名
- ⑧業務完了年月日または工事完成日
- ⑨受注者名または請負者名
- ⑩所轄所属名
- ⑪ウイルスチェック情報
（使用ソフト、定義ファイル情報、チェック年月日）
- ⑫協議済エラー内容
電子納品チェックソフトのチェックで出力されたエラーの内、受発注者間で協議の結果、やむを得ないものと判断された内容については、協議日、エラー内容、協議の内容を示したコメントを記載する。

なお、記入例は運用マニュアルに示す。

4-6 電子媒体のケース

電子媒体は、A4 ファイリング可能なケース（2 穴以上の穴あきのケースで A4 サイズのもの）、またはプラスチックケースに入れて納品する。

ケースには以下の項目を記載したラベルを添付すること。

- ①業務名または工事名（複数枚の場合、続けて「何枚目/総枚数」を記載）
- ②年度
- ③事業名
- ④契約番号
- ⑤路川名
- ⑥箇所名
- ⑦業務完了年月日または完成年月日
- ⑧受注者名または請負者名
- ⑨所轄所属名
- ⑩ウイルスチェック情報
(使用ソフト、定義ファイル情報、チェック年月日)

なお、記入例は運用マニュアルに示す。

4-7 提出部数

提出時の納品部数は運用マニュアルに示す。

4-8 積算方法（歩掛）

電子納品実施にあたっての歩掛は、地質調査業務、設計業務について、歩掛に示された電子成果品作成費（率）を計上する。その他については、紙での納品と同等とする。

4-9 電子化の対象書類

電子化する対象書類については、運用マニュアルに示す。

4-10 議事録ファイル

打ち合せ簿のファイル格納方法については、運用マニュアルに示す。

4-11 マクロを含んだファイル

マクロを含んだファイルは納品しないこと。

4-12 電子納品の検査

電子納品成果物の検査方法については、運用マニュアルに示す。

4-13 電子データの保管・管理

納品された電子データの保管・管理については、運用マニュアルに示す。

5 設計編

5-1 適用

国) 設計納品要領の下記の記述を読み替えることとする。

- 国土交通省：
1. 設計業務等共通仕様書（各地方整備局）
 2. 地質・土質調査共通仕様書(案)（各地方整備局）
 3. 測量作業共通仕様書(案)（各地方整備局）

↓

- 山 梨 県：
1. 山梨県県土整備部「設計業務共通仕様書」
 2. 山梨県県土整備部「地質・土質調査共通仕様書」
 3. 山梨県県土整備部「測量業務共通仕様書」

5-2 報告書ファイル容量

報告書ファイル容量が大きい場合の分割方法については、運用マニュアルに示す。

5-3 特記仕様書の作成

特記仕様書の作成例については、運用マニュアルに示す。

6 測量編

6-1 適用

(国) 測量納品要領の下記の記述を読み替えることとする。

国土交通省： 1.測量業務共通仕様書(案)又は測量作業共通仕様書(案) (各地方整備局)

↓

山 梨 県： 1.山梨県県土整備部「測量業務共通仕様書」

本編では、(国) 測量納品要領で規定している項目のうち本県で独自に定めた項目等について特記する。具体的な相違については運用マニュアルに記述する。

6-2 サブフォルダ構成

成果区分、測量細区分ごとの成果等の一覧は、表 6-1 による。

表 6-1 測量成果の成果区分一覧表(1/2) [国土交通省 表 2-3]

測量区分	成果区分	測量細区分	公共測量作業規程による成果等名称	
			成果等	測量細分類
基準点 測量	測量記録	基準点測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要	基準点測量
	測量成果	基準点測量	点の記(数値データ)は電子納品不要 建標承諾書、測量標設置位置通知書を追加	
水準 測量	測量記録	水準測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要	水準測量
	測量成果	水準測量	観測成果表(数値データ)、点の記(数値データ)は電子納品不要 建標承諾書、測量標設置位置通知書を追加	
地形 測量 及び 写真 測量	測量記録	撮影	偏心計算簿を追加	空中写真測量(対空標識の設置)

表 6-1 測量成果の成果区分一覧表(2/2) [国土交通省 表 2-3]

測量区分	成果区分	測量細区分	公共測量作業規程による成果等名称	
			成果等	測量細分類
路線 測量	測量記録	中心線測量	計算簿(数値データ)は電子納品不要	中心線測量
		縦横断測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要	縦断測量
			観測手簿(数値データ)は電子納品不要	横断測量
		詳細測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要	詳細測量
	測量成果	縦横断測量	成果表(数値データ)を追加	横断測量
河川 測量	測量記録	距離標設置 測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要	距離標設置 測量
			観測手簿(数値データ)は電子納品不要	水準基標測 量
		定期縦横断 測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要	定期縦断測 量
			観測手簿(数値データ)は電子納品不要	定期横断測 量
		深浅測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要 記録紙を追加	深浅測量
		海浜・汀線 測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要	海浜測量
	観測手簿(数値データ)は電子納品不要		汀線測量	
用地 測量	測量記録	境界測量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要	境界測量
			観測手簿(数値データ)は電子納品不要	補助基準点 の設置
	測量成果	面積計算	面積計算書(数値データ)は電子納品不要	面積計算

6-3 測量成果管理項目

「測量成果ファイル名副題」については、必要に応じて測量成果区分に従った「測量細区分」「成果等の名称」を記入する。

6-4 基準点測量・水準測量成果ファイル

基準点測量・水準測量の成果等は、製品仕様書に定められたファイル形式で納品することを原則とするが、製品仕様書に定めがない場合は、表 6-2、表 6-3 のファイル形式により電子納品する。

表 6-2 ファイル形式(基準点測量成果) [国土交通省 表 4-1]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
基準点測量	基準点網図	SFCを追加	「協議によりPDF、SXF(P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
	平均図	SFCを追加	
	観測図	SFCを追加	
	観測手簿(数値データ)は電子納品不要		
	点の記(数値データ)は電子納品不要		
	建標承諾書を追加	PDF 注1)	イメージからPDF
	測量標設置位置通知書を追加	PDF	
	測量標の地上写真	PDF	「協議によりオリジナル形式も可」の記述を削除
その他データ	測量機器検定証明書	PDF	「イメージからPDF」の記述を追加

注 1) 電子納品とは別に従来どおり原本の納品を行う。

表 6-3 ファイル形式(水準測量成果) [国土交通省 表 4-2]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
水準測量	観測成果表(数値データ) は電子納品不要		
	水準路線図	SFC を追加	「協議により PDF、 SXF(P21)、オリジナル形式 も可」の記述を削除
	平均図	SFC を追加	
	観測手簿(数値データ)は 電子納品不要		
	点の記(数値データ)は電 子納品不要		
	建標承諾書を追加	PDF 注 1)	「イメージから PDF」を追 加
	測量標設置位置通知書を 追加	PDF	
	測量標の地上写真	PDF	「協議によりオリジナル形 式も可」の記述を削除
その他デー タ	測量機器検定証明書	PDF	「イメージから PDF」の記 述を追加

注 1) 電子納品とは別に従来どおり原本の納品を行う。

6-5 地形測量及び写真測量成果ファイル

地形測量及び写真測量の成果等は、製品仕様書に定められたファイル形式で納品することを原則とするが、製品仕様書に定めがない場合は、表 6-4 のファイル形式により電子納品する。

表 6-4 ファイル形式(地形測量及び写真測量成果) (1/3) [国土交通省 表 4-3]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
現地測量(数値地形図データファイルの作成)	数値地形図データファイル	SFCを追加	「協議により標準図式データファイルも可 また、JPGIS準拠又は標準図式データファイルに加えてSXF(P21)形式も可」 の記述を、「協議によりJPGIS準拠に代えて標準図式データファイルも可」に変更
空中写真測量(標定点の設置)	標定点配置図	標準図式データファイル	「協議によりPDF、SXF(P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
	水準路線図	標準図式データファイル	「協議によりPDF、SXF(P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
空中写真測量(対空標識の設置)	対空標識点一覧図	標準図式データファイル	「協議によりPDF、SXF(P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
	偏心計算簿を追加	PDF	
空中写真測量(撮影)	標定図	SFCを追加	「協議によりPDF、SXF(P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除

表 6-4 ファイル形式(地形測量及び写真測量成果) (2/3) [国土交通省 表 4-3]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
空中写真測量 (同時調整)	同時調整作業計画・実施一 覧図	<u>標準図式データファイル</u>	「協議により PDF、SXF(P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
空中写真測量 (数値地形図 データファイルの作成)	数値地形図データファイル	SFC を追加	「協議により標準図式データファイルも可 また、JPGIS準拠又は標準図式データファイルに加えてSXF(P21)形式も可」 の記述を、「協議によりJPGIS準拠に代えて標準図式データファイルも可」に変更
既成図数値化	数値地形図データファイル	SFC を追加	「協議により標準図式データファイルも可 また、JPGIS準拠又は標準図式データファイルに加えてSXF(P21)形式も可」 の記述を、「協議によりJPGIS 準拠に代えて標準図式データファイルも可」に変更
修正測量	数値地形図データファイル	SFC を追加	「協議により JPGIS 準拠に代えて標準図式データファイルも可」の記述を追加
写真地図作成	数値地形モデルファイル	SFCを追加	

表 6-4 ファイル形式(地形測量及び写真測量成果) (3/3) [国土交通省 表 4-3]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
航空レーザ測量(三次元計測データ作成)	水部ポリゴンデータ作成	JPGIS 準拠	「協議により、TXT 又はその他の形式も可」の記述を削除
航空レーザ測量(オリジナルデータ作成)	オリジナルデータ	JPGIS 準拠	「協議により、TXT 又はその他の形式も可」の記述を削除
航空レーザ測量(グラウンドデータ作成)	グラウンドデータ	JPGIS 準拠	「協議により、TXT 又はその他の形式も可」の記述を削除
航空レーザ測量(グリッドデータ作成)	グリッドデータ	JPGIS 準拠	「又はその他の形式」の記述を削除
航空レーザ測量(等高線データ作成)	等高線データ	JPGIS 準拠	「又はその他の形式」の記述を削除
その他データ	測量機器検定証明書	PDF	「イメージから PDF」の記述を追加

6-6 路線測量・河川測量・用地測量成果ファイル

路線測量・河川測量・用地測量の成果等は、製品仕様書に定められたファイル形式で納品することを原則とするが、製品仕様書に定めがない場合は、下記に示される表 6-5、表 6-6、表 6-7 のファイル形式により電子納品する。

表6-5 ファイル形式(路線測量成果)(1/2) [国土交通省 表4-4]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
線形決定	線形図データファイル	SFCを追加	「協議により SXF (P21) 形式も可」の記述を削除
	計算簿	SIMを追加	「路線データSIMA形式」の記述を追加
条件点の観測	成果表(数値データ)	TXTを削除 SIMを追加	「協議によりその他の形式も可」の記述を削除 「点データSIMA形式」の記述を追加
中心線測量	線形地形図データファイル	SFCを追加	「協議により SXF (P21) 形式も可」の記述を削除 「標準図式データファイルを納品するのは、数値地形図データがある場合」の記述を追加
	計算簿(数値データ)は電子納品不要		
仮BM 設置測量	成果表(数値データ)	JPGIS準拠	「協議によりTXT又はその他の形式も可」の記述を削除
	水準路線図	PDF	「協議により SXF (P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
	平均図	PDF	「協議により SXF (P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
縦断測量	成果表(数値データ)	SIMを追加	「協議によりTXT又はその他の形式も可」の記述を削除 「縦断データSIMA形式」の記述を追加
	縦断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議により SXF (P21) 形式」の記述を削除
	観測手簿(数値データ)は電子納品不要		

表6-5 ファイル形式(路線測量成果) (2/2) [国土交通省 表4-4]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
横断測量	横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議により SXF(P21)形式」 の記述を削除
	成果表(数値データ)を 追加	SIMを追加	「横断データ SIMA 形式」の 記述を追加
	観測手簿(数値データ) は電子納品不要		
詳細測量	成果表(数値データ)	SIMを追加	「協議により TXT 又はその他 の形式も可」の記述を削除 「点・縦横断データ SIMA 形 式」の記述を追加
	詳細平面図データファ イル	SFCを追加	「又は SXF(P21)形式」の記述 を削除
	縦断面図データファイ ル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議により SXF(P21)形式」 の記述を削除
	横断面図データファイ ル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議により SXF(P21)形式」 の記述を削除
	観測手簿(数値データ) は電子納品不要		
用地幅杭設 置測量	杭打図データファイル	SFCを追加	
	計算簿(数値データ)	TXTを削除 SIMを追加	「協議によりその他の形式 も可」の記述を削除 「幅杭データ SIMA 形式」の 記述を追加
その他デー タ	測量機器検定証明書	PDF	「イメージから PDF」の記述 を追加

表6-6 ファイル形式(河川測量成果) (1/2) [国土交通省 表4-5]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
距離標設置 測量	成果表(数値データ)	SIMを追加	「協議により TXT 又はその他の形式も可」の記述を削除 「点データSIMA形式」の記述を追加
	点の記	PDF	「協議によりオリジナル形式も可」の記述を削除
	距離標位置情報整理表	PDF	「協議によりオリジナル形式も可」の記述を削除
	観測手簿(数値データ)は電子納品不要		
水準基標測 量	成果表(数値データ)	JPGIS準拠	「協議によりその他の形式も可」の記述を削除
	点の記	PDF	「協議によりオリジナルデータも可」の記述を削除
	観測手簿(数値データ)は電子納品不要		
	水準路線図	PDF	「協議により SXF (P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
	平均図	PDF	「協議により SXF (P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
定期縦断測 量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要		
	縦断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議により SXF (P21)形式」の記述を削除
	水準路線図	PDF	「協議により SXF (P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
	平均図	PDF	「協議により SXF (P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
定期横断測 量	観測手簿(数値データ)は電子納品不要		
	横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議により SXF (P21)形式」の記述を削除

表6-6 ファイル形式(河川測量成果) (2/2) [国土交通省 表4-5]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
深浅測量	観測手簿(数値データ)は 電子納品不要		
	横断面図データファイル	(協議)を削除 SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式」の 記述を削除
	記録紙を追加	PDFも可	
法線測量	線形図データファイル	SFCを追加	「又はSXF(P21)形式」の記述を 削除
海浜測量	等高・等深線図データフ ァイル	SFCを追加	「又はSXF(P21)形式」の記述を 削除
	観測手簿(数値データ)は 電子納品不要		
汀線測量	汀線図データファイル	SFCを追加	「協議によりSXF(P21)形式も 可」の記述を削除
	観測手簿(数値データ)は 電子納品不要		
その他デー タ	測量機器検定証明書	PDF	「イメージからPDF」の記述を 追加

表6-7 ファイル形式(用地測量成果) (1/2) [国土交通省 表4-6]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
資料調査	公図等転写連続図	SFCを追加	「協議により SXF (P21) 形式も可」の記述を削除
	土地調査表	EXCELを追加	「協議によりオリジナル形式も可」の記述を削除 「協議により EXCEL 追加」の記述を追加
	建物の登記記録等調査表	EXCELを追加	「協議によりオリジナル形式も可」の記述を削除 「協議により EXCEL 追加」の記述を追加
	地積測量図転写図	PDF	「イメージから PDF」の記述を追加
	権利者調査表	EXCELを追加	「協議によりオリジナル形式も可」の記述を削除 「協議により EXCEL 追加」記述追加
復元測量	復元箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議により SXF (P21) 形式も可」の記述を削除
境界確認	土地境界立会確認書	PDF 注1)	「イメージから PDF」の記述を追加
境界測量	成果表 (数値データ)	TXTを削除 SIMを追加	「協議によりその他の形式も可」の記述を削除 「点データ SIMA 形式」の記述を追加
	観測手簿 (数値データ) は電子納品不要		
補助基準点の設置	成果表 (数値データ)	TXT	「協議によりその他の形式も可」の記述を削除 「(国) 測量納品要領付属資料3参照」の記述を追加
	基準点網図データファイル	SFCを追加	「協議により PDF、SXF (P21)、オリジナル形式も可」の記述を削除
	観測手簿 (数値データ) は電子納品不要		
用地境界仮杭設置	設置箇所位置図データファイル	SFCを追加	「協議により SXF (P21) 形式も可」の記述を削除
	成果表 (数値データ)	TXTを削除 SIMを追加	「協議によりその他の形式も可」の記述を削除 「点データ SIMA 形式」の記述を追加
	計算簿 (数値データ)	オリジナル	

注1) 電子納品とは別に従来どおり原本の納品を行う。

表6-7 ファイル形式(用地測量成果)(1/2) [国土交通省 表4-6]

測量細分類	成果等の名称	ファイル形式	備考
用地境界杭 設置	設置箇所位置図データフ ァイル	SFCを追加	「協議により SXF(P21)形式 も可」の記述を削除
	成果表(数値データ)	TXTを削除 SIMを追加	「協議により TXT形式も可」 の記述を削除 「点データ SIMA形式」の記述 を追加
境界点間測 量	精度管理図	PDF	「協議により SXF(P21)、オリ ジナル形式も可」の記述を削 除
面積計算	面積計算書(数値データ) は電子納品不要		
用地実測図 等データフ ァイルの作 成	用地実測図データファイ ル	SFCを追加	「又は SXF(P21)形式も可」の 記述を削除
用地平面図 等データフ ァイルの作 成	用地平面図データファイ ル	SFCを追加	「又は SXF(P21)形式も可」の 記述を削除 「JPGIS 準拠または標準図式 データファイルを納品する のは、数値地形図がある場 合」の記述を追加
その他デー タ	測量機器検定証明書	PDF	「イメージから PDF」の記述 を追加

6-7 ドキュメントファイル

DOC サブフォルダに格納するドキュメントファイルは、表 6-8 のファイル形式及びファイル名称により電子納品する。

表 6-8 ファイル形式（ドキュメントファイル） [国土交通省 表 4-8、表 5-10]

成果等の名称	ファイル形式	ファイル名称	備考
製品仕様書	PDF	SPECNnnn. PDF	「イメージからPDF」の記述を追加 「協議によりオリジナル形式も可」の記述を削除
特記仕様書	PDF	SPECSnnn. PDF	「イメージからPDF」の記述を追加 「協議によりオリジナル形式も可」の記述を削除
協議書	PDF	MEETSnnn. PDF	「イメージからPDF」の記述を追加
実施報告書	オリジナル	SUVRPnnn. PDF	Microsoft Word、一太郎または Microsoft Excel

6-8 測量成果ファイル等

国の要領、基準等による測量成果ファイル等に表 6-9 に示すものを追加する。

表 6-9 ファイル名設定記号のカテゴリ区分 [国土交通省 表 5-2]

成果等のカテゴリ	成果等の名称	サブフォルダ区分	設定記号
山梨県が独自で求める成果品	建標承諾書、測量標設置位置通知書、偏心計算簿、刺針点明細票、横断測量成果表（数値データ）、深淺測量記録紙	DATA WORK	Y

表6-10 ファイル命名規則（基準点測量成果） [国土交通省 表5-3]

測量細区分	公共測量作業規程による分類		ファイル名	DATA, WORK区分
	測量細分類	成果等の名称		
基準点測量 <KJ*>	基準点測量	建標承諾書	Y1	WORK
		測量標設置位置通知書	Y2	DATA

表6-11 ファイル命名規則（水準測量成果）〔国土交通省 表5-4〕

測量細区分	公共測量作業規程による分類		ファイル名	DATA, WORK区分
	測量細分類	成果等の名称		
水準測量 <SJ*>	水準測量	建標承諾書	Y1	WORK
		測量標設置位置通知書	Y2	DATA

表6-12 ファイル命名規則（地形測量及び写真測量成果）〔国土交通省 表5-5〕

測量細区分	公共測量作業規程による分類		ファイル名	DATA, WORK区分
	測量細分類	成果等の名称		
撮影 <CS*>	空中写真測量 (対空標識の設置)	偏心計算簿	Y2	WORK

表6-13 ファイル命名規則（路線測量成果）〔国土交通省 表5-6〕

測量細区分	公共測量作業規程による分類		ファイル名	DATA, WORK区分
	測量細分類	成果等の名称		
縦横断測量 <RZ*>	横断測量	成果表(数値データ)	Y1	DATA

表6-14 ファイル命名規則（河川測量成果）〔国土交通省 表5-7〕

測量細区分	公共測量作業規程による分類		ファイル名	DATA, WORK区分
	測量細分類	成果等の名称		
深浅測量 <WS*>	深浅測量	記録紙	Y1	WORK

6-9 基準点測量・水準測量と業務管理項目の入力

測量成果データを作成するのに用いた既知点の情報（基準点・水準点）を業務管理項目（INDEX_D.XML）「予備」欄に入力する。

6-10 成果文書ファイルの取り扱い

1) PDF ファイル

「SURVEY」フォルダに格納する PDF ファイルの作成単位は、5 MB 程度を 1 ファイルとする。なお、PDF ファイルは、初期表示倍率 100%、しおり及びサムネイルの作成は不要とする。

2) 数値テキスト形式

数値テキスト形式は、原則として（国）測量納品要領添付の付属資料 3 の成果形式を用いる。ただし、数値テキスト形式が定められていない成果に対しては、当面の間、測量データ共通フォーマット SIMA 形式を準用する。

SIMA 形式については、運用マニュアルに示す。

6-11 図面データの取り扱い

測量成果における図面データ（地形図、縦横断図、用地実測図など）は、CAD 製図基準に準拠する。なお、ファイル形式は SXF(SFC)形式とする。

1) 地形測量及び写真測量

地形測量及び写真測量による成果等には、SXF(SFC)形式の CAD データも併せて電子納品する。

2) 標準図式データ

標準図式データファイルを作成した場合、SXF(SFC)形式の CAD データファイルも併せて電子納品する。なお、標準図式データは、図郭識別番号をファイル名として電子納品する。

3) 縦横断図データ

縦横断図データは、（国）CAD 製図基準に準拠した所定のレイヤ名や線色などを用いてデータを作成する。ただし、データの格納先は、<SURVEY>フォルダ以下の所定フォルダ内に格納する。

6-12 用地測量調査業務で提出するファイル

用地測量調査業務において、用地買収や用地補償に関する作業を実施した場合、「用地成果品電子情報ファイル」を電子納品する。ファイル形式は XLS 形式および CSV 形式とする。

表 6-15 ファイル命名規則（用地測量成果）〔国土交通省 表 5-8〕

測量細区分	公共測量作業規程による分類		ファイル名	DATA, WORK 区分
	測量細分類	成果等の名称		
その他 <YOT>	その他	用地成果品電子情報	JY	OTHERS

納品するファイルについては、運用マニュアルに記載する。

6-13 用地調査業務等の電子納品

用地補償業務だけを実施した場合、成果品は電子納品対象外であっても「用地成果品電子情報ファイル」は電子納品する。

7 地質・土質調査編

7-1 適用

(国) 地質・土質調査成果電子納品要領の下記の記述を読み替えることとする。

- 国土交通省：
- ・地質・土質調査共通仕様書(案)：国土交通省各地方整備局
 - ・設計業務等共通仕様書：国土交通省各地方整備局
 - ・土木工事共通仕様書：国土交通省各地方整備局

↓

- 山 梨 県：
- ・山梨県県土整備部「地質・土質調査業務共通仕様書」
 - ・山梨県県土整備部「設計業務共通仕様書」
 - ・山梨県県土整備部「土木工事共通仕様書」

7-2 地質・土質調査業務の電子納品対象物

地質・土質調査業務の電子納品対象物は、(国)地質・土質調査成果電子納品要領に記載されている対象物とし、(8)その他の地質・土質調査成果として「官民ボーリングリスト」を電子納品する。「官民ボーリングリスト」のファイル名は POINTDIV とし、ファイル形式は XLS 形式とする。

納品する POINTDIV ファイルの詳細については、運用マニュアルに記載する。

7-3 フォルダ構成

地質・土質調査成果のフォルダ構成は、(国)地質・土質調査成果電子納品要領によることとする。なお、「官民ボーリングリスト」は BORING フォルダ直下の「OTHR」サブフォルダに格納する。

8 工事完成図書編

本編では、工事完成図書を電子納品する場合の事項について記述する。
詳細については運用マニュアルに記述する。

8-1 適用

(国) 工事図書納品要領の下記の記述を読み替えることとする。

国土交通省： 1.土木工事共通仕様書（各地方整備局）
2.地質・土質調査共通仕様書(案)（各地方整備局）

↓

山 梨 県： 1.山梨県県土整備部「土木工事共通仕様書」
2.山梨県県土整備部「地質・土質調査業務共通仕様書」

8-2 電子納品対象書類

工事完成図書のうち「工事写真」「工事完成図」「工事管理台帳」「出来形管理図」を電子納品の対象書類とする。

8-3 電子納品対象工事

「工事写真」「出来形管理図」については、全ての工事を対象とする。
「工事完成図」「工事管理台帳」については、「8-6「工事完成図」を電子納品対象とする工事及び8-8「工事管理台帳」を電子納品対象とする工事にそれぞれ記す。

8-4 「工事完成図」の定義

「工事完成図」とは、出来形測量の結果及び設計図書に従って作成した図面をいう。ただし、出来形測量の結果が、設計図書の数量に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。この際負の規格値しかない場合は、その負の値を反転し正の規格値と考える。

8-5 「工事管理台帳」の定義

工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた台帳等をいう。

8-6 「工事完成図」を電子納品対象とする工事

改築系の工事及び構造物等補修工事を対象とする。
ただし、(国)CAD製図基準に基づき作成された発注図の電子データが提供された場合とする。

8-7 「工事完成図」として納める図面

工事完成図として納める図面は、設計図面(契約図書の一部となる図面)とされているものを対象とする。

8-8 「工事管理台帳」を電子納品対象とする工事

構造物補修工事等、施設台帳を有する構造物補修・改築工事を対象とする。
ただし、更新すべき施設台帳が監督員より示された工事とする。

8-9 「工事管理台帳」として納めるもの

対象工事毎「特記仕様書」で定めるものとする。

8-10 出来形管理図の定義

「出来形管理図」とは、設計値に対して出来形測量による出来形数量(実測値)を対照書きしたものをいう。

8-11 出来形管理図のファイル形式等

「出来形管理図」の様式は問わないが、データ形式はSXF(SFC)形式、PDF形式、JPG形式、TIF形式またはXLS、XLSX形式のいずれかとする。

詳細については運用マニュアルに記述する。

8-12 打合せ簿管理ファイルについて (MEET. XML)

「出来形管理図」を電子納品する際の打合せ簿管理ファイルの記述については運用マニュアルに示す。

8-13 発注図の準備・提供

発注図の準備については運用マニュアルに示す。

8-14 特記仕様書の作成

特記仕様書の記載例については、運用マニュアルに示す。

9 CAD編

本編は、CAD データを電子納品する場合の事項について記述する。
詳細については運用マニュアルに記述する。

9-1 適用

(国) CAD 製図基準の下記の記述を読み替えることとする。
国土交通省：2) 土木設計業務等共通仕様書【国土交通省各地方整備局発行】
3) 土木工事共通仕様書【国土交通省各地方整備局発行】
↓
山 梨 県：2) 山梨県県土整備部「設計業務共通仕様書」
3) 山梨県県土整備部「土木工事共通仕様書」

9-2 CADデータのフォーマット

CAD データ交換フォーマットは SXF とし、SXF の形式は原則、SFC 形式とする。

但し、WTO 政府調達協定の対象となる場合等で、受注者からの申し出があった場合に P21 形式を認めることとする。

10 写真編

本編では、写真を電子納品する場合の事項について記述する。(国) 工事図書納品要領では、電子成果物について新たに長期保存する書類である工事完成図書(電子成果品)と工事完成後短期保存する工事書類(工事帳票及び工事写真)とに区分した上で、写真の取扱いについては、後者の工事書類として取り扱うこととされたが、本県においては、当面の間、従前通りの運用を継続するものとし、工事完成図、出来形管理図などとともに、電子納品するものとする。

詳細については運用マニュアルに記述する。

10-1 写真ファイルの扱い

工事写真は「山梨県県土整備部写真管理基準」に、設計・測量・調査業務において写真データを写真帳として納品する場合は(国) デジタル写真管理基準に従って納品する。

設計・測量・調査業務において報告書中に引用される写真や景観設計など積極的に修正・編集する写真は(国) デジタル写真基準の対象外とする。

10-2 写真管理ファイル(PHOTO.XML)

(1) 写真区分

電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)に記載する写真管理項目のうち、「写真情報」－「撮影工種区分」の「写真区分」は、以下のとおり山梨県県土整備部写真管理基準の工事写真分類に従う。

工事写真の分類

工事写真	着手前及び完成写真(部分払出来形写真等を含む)
	施工状況写真
	安全管理写真
	使用材料写真
	品質管理写真
	出来形管理写真
	災害写真
	その他(公害、環境、補償、事故写真等)

(2) 写真タイトル

電子媒体に格納する写真管理ファイル(PHOTO.XML)に記載する写真管理項目のうち、「写真情報」－「撮影工種区分」の「写真タイトル」には、山梨県県土整備部写真管理基準の撮影項目、撮影時期に相当する内容を記入する。

(国) デジタル写真管理基準では「写真管理基準(案)」により内容を記入することになっているが、山梨県県土整備部の「写真管理基準」により内容を記入すること。

10-3 工事写真の整理方法

写真データを整理する(フォルダに格納する)にあたっては、その整理方法に配慮する。(国) デジタル写真管理基準に従う中で、工事の進捗に合わせた整理とする。

10-4 デジタル写真作成時の留意点

デジタル写真を作成するにあたっては、黒板の文字や、確認すべき物が認識できることを前提に、100万から300万画素程度とする。
なお、写真の編集は認めないこととする。

10-5 その他の留意事項

次の事項に留意すること。

1. 必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いる。(有効画素数100万画素以上、プリンタは、フルカラー300dpi以上、インク、用紙等は、通常の使用条件のもとで3年程度の間には顕著な劣化が生じないものとする。)
2. ビューワソフト等
納品する電子媒体(CD-R等)に自動起動するソフト(例えばビューワソフトなど)は格納しない。
3. 写真管理ソフト、電子納品支援ソフト、CADソフト等を利用する場合は、国の要領、基準等の最新版に準拠したソフトを利用すること。(なお、これらのソフトについて、山梨県が指定、推奨または動作保証をすることはない。)